

# 野木第二中学校いじめ防止基本方針

平成26年2月施行

## 1 基本的な考え方

- (1) いじめを絶対に許さないという強い意識を持ち、危機管理意識を高めていじめの未然防止、早期発見、問題解消に、全校体制で組織的に対応する。
- (2) いじめは生徒指導の問題行動の一つであり、他の問題行動等と切り離すことのないよう、生徒指導全体の中でとらえる。
- (3) 教職員間、教師と生徒及び生徒同士の好ましい人間関係の構築を基盤として対応する。
- (4) 教育相談アンケート調査、Q-U 調査、いじめに関するアンケートなどのきめ細かな観察等により、全校体制で未然防止、早期発見に努める。
- (5) 職員会議・研修を定期的に（緊急の問題発生の場合はケース会議も）行い、指導資料、事例集等有効に活用し、いじめ等の問題行動の構造、特質、原因、背景、具体的な指導法等、教職員の共通理解と資質の向上を図る。
- (6) 保護者との信頼関係を築き、家庭との緊密な連携を図り、学校と保護者との共同作業として取り組む。
- (7) 町教育委員会、町教育相談員やスクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー及び関係諸機関（児童相談所や警察、法的観点から必要ならば弁護士等）と、常時密接な連携協力を図り、未然防止及び問題解決にあたる。
- (8) いじめ事案が発生した場合、迅速かつ正確な事実関係把握に努める。
- (9) 町いじめ防止基本方針に基づく。

## 2 具体的な対策

- (1) 「いじめ対策委員会」の設置
- (2) 「いじめ相談窓口」の設置
  - ① 担当者（生徒指導主事、特別支援コーディネーター、教頭）を明確にして、いじめ相談への対応をする。
  - ② いじめ防止についての啓発をする。
- (3) いじめ未然防止のための取組
  - ① 生徒指導、教科指導等の充実を図る。
  - ② 道徳科・特別活動・人権教育・情報教育等の充実を図る。
  - ③ 開かれた明るい学校づくりに努める。
  - ④ 職員研修を実施する。
  - ⑤ いじめ撲滅会議への代表生徒参加＋会議内容を全校生徒へ周知・徹底
- (4) いじめの早期発見のための取組
  - ① 学級、部活動、休み時間等の中で生徒の変化を見逃さない。
  - ② 保護者との連携を密にし、円滑なコミュニケーションの中から発見する。
  - ③ 地域との積極的な交流の中から情報を得る。
  - ④ 定期的なアンケート調査をして、教育相談等を実施する。
- (5) いじめ発見後の対応
  - ① 迅速に対応する。
  - ② 誠実に対応し、隠蔽意識をもたない。
  - ③ 職員や生徒から正確な事実関係を把握する。
  - ④ 関連機関等との連携協力を図る。

### 3 具対策の実際

#### (1) いじめ対策委員会

- ① 委員は、校長、教頭、教務主任、特別支援教育主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談（特別支援コーディネーター）担当、養護教諭とする。必要に応じて関係教職員を招集する。（学校医、スクールカウンセラー、町教育相談員等）
- ② 校長が主宰し、週1回開催する。また、必要に応じて随時開催する。企画運営は生徒指導主事が行う。
- ③ 学校経営方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- ④ 指導体制の核となって、学年・学級、家庭、地域等の対応を統合する。
- ⑤ 重大事態が起きた場合の対応については、教育委員会と連携する。

#### (2) いじめ相談窓口

- ① 生徒指導主事をチーフとし、教育相談担当（特別支援コーディネーター）、教頭を窓口として生徒や保護者からのいじめ相談に応じる。
- ② 年度初めに、「いじめ相談窓口」（兼：教育相談窓口）設置の周知を図る。
- ③ 相談内容により適任の者が対応し、関係者間の調整及び問題の解決に当たる。問題解決に際しては、組織的に対応する（教職員は絶対1人で情報をかかえない）。
- ④ 解決が困難なケースに対しては、いじめ対策委員会を臨時にも開いて対応する。
- ⑤ 生徒・保護者及び教職員への啓発活動を行う。

#### (3) いじめ未然防止のための取組

- ① 生徒指導、教科指導等の充実
  - ア 基礎・基本の確実な定着のため、わかる授業の実践、より良い人間関係づくりのためのグループ学習（グループに入れない生徒への支援方法の開発）
  - イ 生徒の内面理解の工夫と教育相談の充実（学習・生徒指導実態調査、教育相談事前アンケートの実施、Q-U、いじめに関するアンケート等）
  - ウ 認め合う学級、仲間とともに楽しい学級、自己有用感・自己存在感の醸成（Q-Uの活用）
- ② 道徳科・特別活動・人権教育・情報教育等の充実
  - ア 道徳的判断力（自己指導能力）の育成
  - イ 思いやり、感謝する心、感動する心の育成
  - ウ 人権尊重、生命尊重の精神の涵養
  - エ 自己を見つめ、自己を生かそうとする心の育成（無言・自問清掃等）
  - オ 勤労体験活動、奉仕活動の実施（職場見学、マイチャレンジ、体験活動等）
  - カ 情報モラル教育の実施（情報モラル集会の充実化）
- ③ 開かれた明るい学校づくり
  - ア 生徒のこと、教育の問題について自由に話せる学校づくり
  - イ P T A活動の活性化（子どもの成長のためにも協力する関係）
  - ウ 地域の人々、地域関係機関との情報交換
  - エ 地域の教育力の活用を図る。（各種団体との連携）
- ④ 職員研修の実施（いじめ・生徒理解等）
  - ア いじめ、人権等に関する研修
  - イ 生徒理解、生徒指導等に関する研修

#### (4) いじめの早期発見のための取組

- ① 学級や部活動等の中で生徒の変化・予兆を見逃さない。

##### <日常的な観察>

- ア 体調の変化や表情の変化を観察する。（朝の健康観察時等）
- イ 服装や頭髪の乱れや言葉遣いの変化を観察する。
- ウ 欠席状況、遅刻・早退の状況を把握する。
- エ 教科等の提出物への取組状況、成績の変動に注意する。
- オ 学習用具・持ち物の忘れや紛失、新品の購入、落書き、破損等に注意する。
- カ 休み時間等の過ごし方（友人関係の変化、特定のグループ化、一人遊び等）に注意する。
- キ 生活ノート等の記載事項の変化に注意する。
- ク 保健室への訪問回数等

< 定期的な取組 >

- ア 毎週(水1)、生徒指導部会、いじめ対策委員会を実施し早期発見に努める。
- イ 定期的な教育相談(年3回)、および事前アンケートを実施し早期発見に努める。
- ウ 定期的に Q-U 等を実施し、早期発見に努める。
- エ 学習・生徒指導実態調査を実施し、生徒の内面理解に努める。

② 保護者との連携を密にし、円滑なコミュニケーションの中から発見する。

- ア 学校だより、学年だより、ホームページ等での情報提供、協力を依頼する。
- イ 出欠、早退、遅刻、その他にこまめに連絡を取り合う中から変化を見つけ、必要に応じて教育相談を行う。
- ウ 学年・学級懇談会や家庭訪問、三者面談、教育相談の中からいじめを発見する。

③ 地域との積極的な交流の中から情報を得る。

- ア P T A 本部役員、学級委員、地区委員から情報を得る。
- イ 近隣小・中学校との連携
- ウ 野木駅前交番、民生委員、主任児童委員、学校運営協議会、自治会との連携

(5) いじめ発見後の対応

(野木第二中学校「危機管理マニュアル」—いじめ問題への対応—)

- ① 発見者 \_\_\_\_\_ 校長(教頭)に報告  
または相談を受けた者 \_\_\_\_\_ (学年主任、生徒指導主事、教務主任経由も)
- ② 校長 \_\_\_\_\_ 実態把握を指示(程度により、生徒指導主事または、学年主任)
- ③ 生徒指導主事 \_\_\_\_\_ 実態調査(関係職員、関係生徒、保護者等)  
学年主任(学級担任) \_\_\_\_\_ 調査結果を校長(教頭)に報告
- ④ 校長 \_\_\_\_\_ 実態を把握し、判断、対応指示

指示内容

- ・ どの組織で対応するか(学級、学年、全校、部活)
- ・ 保護者、P T A の組織の活用の有無
- ・ 公的機関の援助を受けることの可否

- ⑤ 校長(教頭) \_\_\_\_\_ 町教育委員会、P T A への報告、協力要請等  
\_\_\_\_\_ 報道機関への対応
- ⑥ 当該学年を主とした組織 \_\_\_\_\_ 対応方針を検討し、指導する。

配慮事項

- ・ いじめられている生徒(家族)の心身の立ち直りを中心に、いじめる生徒、学級・学校内の生徒、保護者及び地域の人々についても対応策を考える。
- ・ 生徒の指導は、担任・学年主任(場合によって生徒指導主事、部活動顧問等)が行う。保護者等には、校長(教頭)が立ち会うこともある。
- ・ 指導は、点や線ではなく、広く目を配り、深く掘り下げて行う。また、徹底的に指導し、再発・潜行の絶無を期し、卒業まで見守る。

野木町の基本理念(5つの基本理念)には、

- 全ての児童生徒は、いじめをしません
- 全ての児童生徒は、いじめとわかっていながら見て見ぬふりをしません
- 全ての学校は、教育活動全体を通じ、児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ということを教えます
- 全ての保護者は、その保護する児童生徒が、いじめを行うことがないよう規範意識の醸成に努めます
- 町、学校、家庭、関係機関等は連携して、いじめ問題を組織的に解決します

とある。いじめ問題を根絶するには、学校と地域、関係機関が連携して子どもたちに他者の存在の大切さや互いに支え合って生きていくことの重要性を教えていかなければならない。また、子どもたち自身も、いじめは人の生命を奪ったり、身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあることを主体的に考えていかなければならない。

令和3年3月改正